

「税関総署公告 2006 年第 43 号」

2006 年 8 月 9 日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

税関総署公告 2006 年第 43 号

注) 邦文は仮訳です。ご利用の際は上述タイトルをクリックして中文原文を参照願います。

区域経済の発展の要求に適応し、法律の遵守を行いながら便利にするとの原則を実現し、税関手続きの簡素化、及び通関効率の向上のため、税関総署は地域にまたがる通関方式「企業所在地で申し所在地外の港で検査・通関する」方式の実施を決定し、ここに、関連事項を以下のように公告する：

一、「所在地で申し所在地外の港で検査・通関する」方式とは、税関で規定した条件に合致した企業が貨物を輸出入する場合、所在地税関の税関機構に申し、任意の税関で通関することを選択し、貨物が実際に輸出入する税関(以下「口岸税関」と略称する)にて貨物の検査・通関手続きを行うことができる通関方式である。

二、輸出入企業が「口岸税関」通関方式採用する場合、所在地の直属する税関に申請書を提出し(添付資料 1)、直属する税関は企業分類管理基準に従い申請企業の審査を行い、申請に同意するか否かの審査結果を書面で回答する(添付資料 2)。

三、口岸税関は運輸業者又はその代理人が申し積荷明細書の電子データを受領し確認した後、輸入貨物の荷受人又はその代理人が「所在地で申し所在地外の港で検査・通関する」方式を選択する場合、『輸入貨物報関単』の電子データを入力して所在地税関に申し。

四、税関で別途規定がある以外は、輸出貨物の荷送人又はその代理人は、輸出港で船倉を予約し、「所在地で申し所在地外の港で検査・通関する」通関方式を選択し、『輸入貨物報関単』の電子データを入力して所在地税関にて申しすることが出来る。

五、輸出貨物を「口岸税関」の税関監督管理場所まで運送した後、取消する場合、荷送人又はその代理人は所在地の税関に申し。所在地の税関が審査し誤りがない場合、輸出取消し証明を荷送人経由で口岸税関に提出し、輸出取消し手続きを行う。

六、税関の規定又は国家許可証書管理で、所在地又は口岸税関で申し検査・通関手続きを行わねばならないと定められた輸出入貨物は、「所在地で申し所在地外の港で検査・通過する」通関方式は適用できない

「許可証書類」に「入(出)境貨物通関単」は含まない。

本公告は 2006 年 9 月 1 日から施行する。
ここに公告する。

添付資料：

- 1、「企業所在地で申告し所在地外の港で検査・通関する」通関方式採用企業申請書
- 2、中華人民共和国税関告知書

税関総署
二〇〇六年八月九日

添付資料 1

「企業所在地で申告し所在地外の港で検査・通関する」

通関方式採用企業申請書

_____税関

弊社は現在 A 類企業に評定され、税関の関連管理規定に合致しており、申請資料を揃えた上、提出する資料が真実、合法的、有効であることを保証します。ここに貴税関に「企業所在地で申告し所在地外の港で検査・通関する」通関方式の採用を申し込み、許可をお願い致します。

添付資料：企業の基本情報

申請企業署名

年 月 日

企業の基本情報

企業名称： _____

所属地区： _____ 批准機関： _____

批准文号： _____ 《営業許可証》番号： _____

企業性質： _____ 投資額：(万元) _____

企業住所： _____ 郵便番号： _____

企業法定代表人： _____ 法定代表人電話番号： _____

《税務登録証書》番号： _____ 組織機構コード： _____

取引銀行： _____ 銀行口座： _____

弊社は上述の内容と税関に提出した関連資料が真実であることと、税関の法律法規を順守し、関連法律責任を担うことを保証します。

法的代表人（サイン）：

申請企業（公印）：

年 月 日

添付資料 2

中華人民共和国

税関告知書

税関告知 () 号

_____ :

貴方（貴社）の _____ についての申請を、____年____月____日に受け取りました。審査を通じて、貴方（貴社）が提出した資料は完備（不完備）しており、法的形式に合致（不合致）しております。『中華人民共和国税関法』及び関連法律と行政法規の規定に基づき、
_____（具体的な告知事項）。

特に告知する。

(印)

年 月 日